

赤井川村地域福祉計画改訂業務仕様書

1 業務名

赤井川村地域福祉計画改訂業務

2 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

3 業務の目的

本業務では、地域福祉計画（以下「計画」という。）を改訂するにあたり、基礎となる地域の課題やニーズを把握するための住民アンケート調査の結果から、課題の整理及び抽出を行う。その検討結果をもとに、計画骨子案及び素案の作成、赤井川村保健福祉推進会議の運営支援などを実施し、計画策定の支援及び計画を作成することを目的とする。

4 業務内容

（1）基礎的な地域データ及び資料の整理分析

国及び北海道の方針並びに関連計画と、本村の概要及び社会経済的特性等について、本村が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

（2）住民アンケート調査

住民の生活実態及び健康状態並びに福祉施策に対する考え方等の把握を行い、計画策定の基礎資料とする。

受託者は、調査票の設計及び調査結果の入力・集計・分析を行い、アンケート調査結果のとりまとめを行う。調査票及び封筒の印刷、封入・封緘、対象者の抽出、宛名ラベルの作成と貼付、調査票の発送・回収は委託者が行う（郵送費については委託者が負担する）。

【アンケート調査の実施概要】

調査対象	18歳以上の一般村民
サンプル数	1,000票
調査方法	郵送法
調査票種類数	1種
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

（3）関係団体等に対する調査

ボランティア団体や自治会など地域福祉に係る活動団体及び組織に対し、活動状況及び課題並びに地域福祉に対する意見等を聴取するための調査を実施する。

調査方法については、受託者にて調査シートを作成し、関係団体等がシートに必要事項

を記入する。関係団体等への配布及び回収は委託者が行い、受託者が結果のとりまとめを行うものとする。

(4) 課題の整理及び抽出

上記(1)から(3)の結果と、基礎的な地域データや現行計画の達成状況から、地域福祉に関する施策を実施するうえでの課題を整理し、重点課題を抽出する。

(5) 検証可能な重点施策及び数値目標の検討

重点施策・数値目標の検討にあたっては、国及び北海道の施策並びに本村の関連計画との整合性を図ったうえで、検証可能な評価指標を設定する。

(6) 計画骨子案及び素案の作成

上記(1)から(5)を踏まえて基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標及び体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成する。またその審議・検討結果等に基づき計画案を補修正する。

(7) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを実施するにあたり、実施方法及びとりまとめに関する助言等並びに意見に対する対応策の助言等を行う。

(8) 赤井川村保健福祉推進会議の運営支援

計画内容を審議する赤井川村保健福祉推進会議(3回開催予定)の運営について、会議資料(原データ)を作成するとともに必要に応じてオブザーバーとして出席し、協議事項に関するアドバイス等の支援を行うとともに、討議結果をその後の作業に反映させる。

5 注意事項

- (1) 受託者は、個人情報保護法を順守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (2) 成果物の所有権、著作権、利用権は本村に帰属するものとする。
- (3) 本業務により得られた成果品および資料、情報等は、本村の許可無く他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (4) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

6 成果品

- ・調査報告書(A4判、80頁程度、1色刷): データー式
- ・地域福祉計画本編(A4判、100頁程度、1色刷): データー式
- ・地域福祉計画概要版(A4判、8頁程度、4色刷): データー式

6. その他

- ・本仕様書に定めない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じ本村と協議し、決定すること。
- ・本業務に係る事項について、今後新たな方針が国及び北海道から示されるなど状況が変化した場合には、本村と協議の上、本業務内容を変更することができる。